

宇部市障害者差別解消支援地域協議会（会議録）

日時 平成 31 年 1 月 31 日（木） 16 : 00 ~ 18 : 00

場所 宇部市役所 2 階 第 1 会議室

出席 委員 13 人（近藤会長、土屋副会長、岡野委員、岡村委員、溝田委員
水田委員、柿内委員、岡崎(武)委員、西岡委員
岡崎(弘)委員、八木委員（大谷委員代理）、植野委員
杉谷委員）
※欠席 5 人（大田委員、糺委員、櫻井委員、伊藤委員
森藤委員）

事務局 3 人（藤原課長、石津主幹、井上副課長）

■議 題

- 1 スポーツクラブでの聴覚に障害のある人の入会拒否について（前回 10 月 25 日開催協議会）の報告事項

≪事務局報告≫

受け入れを拒否したスポーツクラブへ指導に行く前に、まず、聴覚に障害のある人を受け入れているスポーツクラブへの聞き取りを行い、聴覚に障害のある人の入会時の配慮について伺った。

主な配慮として、一つ目に、段差があるなどバリアフリー化していない部分もあるため、施設の状況については事前に説明し了解を得る。二つ目に、入会前に、見学を1度、体験入会を2回行い、本人に納得してもらい入会してもらう。三つ目に、受付等では、筆談やアイコンタクト、身振り手振りでコミュニケーションをとっている。四つ目に、連絡事項などは、ファックスにより連絡を取り合っている。五つ目に、比較的用户者が少ない曜日や時間帯をお伝えするなど、情報の提供を行っている。六つ目に、障害のある人がトレーニングできる曜日・時間帯・コースを設けている。ということであった。

また、聴覚に障害があるということで、特別なことはしておらず、一般の人と同じように接しているとのこと。

なお、他の会員さんから、聴覚に障害のある人の利用について申し入れや苦情等はない。現在、利用されている聴覚に障害のある人は、平日の午後利用されており、その時間帯は、高齢者の方が多く利用されている。足腰に不調を抱えている方も多く、その意味では、みなさん障害のある方に対して、特別視するようなことはないように感じる。現在、水中ウォーキングを週 1 回行われており、30分~1時間ご自分のペースでウォーキングされている。その際、職員が

付き添うことはなく、様子を見守る程度であるとのことであった。

これを受けて、受け入れを拒否したスポーツクラブを訪問し、障害があるということの入会を拒否したことは差別的行為であり、法律で禁止されていること、また、トラブルが発生した場合の安全確保ができないという理由のみで、障害のある人の入会を拒否することは正当な理由とはいえないことを伝えた。

今後、障害を理由として入会拒否をすることがないように指導するとともに、現在、障害者を受け入れているスポーツクラブの配慮事例を伝え、障害のある人の受け入れの参考にしてもらった。

なお、スポーツクラブ側からは、今後、入会希望があった際には、施設の説明や見学、体験入会などに参加いただき、入会していただくようにしたいとの回答を得た。

【委員意見】

本協議会で協議した今回の事例については、広く市民にも周知する必要があると思う。宇部市では差別の事例を市民に周知していると思うが、今回の件について、追加事案として周知するべきではないのか。

《事務局説明》

障害福祉課のホームページに差別事例をテキスト形式で掲載している。今回の事例についても、追加事案として掲載していきたい。

【委員意見】

個人的なことになるが、妻は内部障害を患っており、少しのストレスで体調を崩してしまう。以前、そのことが理解されず、体調を崩してしまった。一般市民はもちもん、業務として障害のある人と接する人は特に、様々な障害に対する知識と理解が必要である。

【委員意見】

人工透析の人や心筋梗塞の方、腎不全の方など、内部障害と言われている方々は、障害者差別解消法に該当する方と認識してよろしいのか。

《事務局説明》

内部障害の方はもちもん、障害者手帳を持っていない人も、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける方は全て法の対象となる。

【委員意見】

障害者基本法の障害者の定義と同じということでもいいのか。

《事務局説明》

同じということになる。

【委員意見】

私の自治会では、自治会ニュースという広報紙を毎月発行している。広報紙

を通じて、お互いを知り、困ったことがあれば、気軽に相談できる環境づくりが大切だと思う。

【委員意見】

先日、ヘルプカードを作成したという報道があったが、障害のある人に活用していただきたい。ヘルプカードを提示すれば、いろいろな配慮をしますよということを、私たちも広めていかななくてはいけないと思う。

【議長まとめ】

今回は、スポーツクラブの話であったが、同じような形で社会参加を拒むことは多くあると思われる。そのようなことを聞いた際には、事務局へご連絡いただきたい。

■ 宇部市バリアフリー化マスタープランの策定について

(概要)

宇部市では、平成30年度・31年度の2か年でバリアフリー化マスタープランを作成することとなった。

共生社会の実現を目指している宇部市として、市域全体のバリアフリー化が理想ではあるが、予算の関係等もあり宇部市全体をバリアフリー化することは難しい状況である。

そこで、重点的にバリアフリー化に取り組む地区を決め、段階的に市内のバリアフリー化を進めるため、マスタープランの中で対象地区を定め、宇部市としてバリアフリー化の方針を定めていこうというものである。

対象地区については、居住人口や、通勤・通学・買い物などに訪れる昼間の人口、あるいは障害者・高齢者の人口、また、鉄道の駅の利用者数、バスの運行回数、そのほか官公庁、福祉施設、病院、商業施設、公園、駐車場など生活関連施設の集積状況等、様々な内容について調査検討し、地区の設定をしていきたい。

また、宇部市が策定している様々な計画、宇部市総合計画や都市計画マスタープラン、公共交通網形成計画、もちろん障害福祉プランも含めて、関連する計画との整合性も図ることとなる。

なお、対象地区は1か所だけではなく、複数設定することもできる。

今年度、対象地区の候補地を決定し、来年度、4月以降、具体的な方針をたてていき、3月末までに策定する予定。

なお、このバリアフリー化マスタープランは昨年平成30年11月に施行された新しい制度なので、他の市町でも作成事例がない。

宇部市がモデル的な取り組みとして作成することとなるため、今後、国交省や中国運輸局にご指導やご意見をいただきながらの作成になる。

【委員意見】

資料を見ると、全国の自治体でバリアフリー化の基本構想が進んでいないとあるが、なぜ進んでいないのか。また、宇部市としてマスタープランを作成する際、移動に関するものだけの計画になるのか。

《事務局説明》

基本構想では、具体的な事業について予算化し、実施期間を定めて計画する必要があり調整が難しい。また、作成するには多額の費用がかかるため、作成する自治体が少ない。一方、マスタープランでは、具体事業の調整は必要なく、バリアフリー化の方針を定めるに留まり、作成費用も国からの補助がある。

なお、今回宇部市が作成するバリアフリー化マスタープランでは、施設整備(ハード面)だけではなく、心のバリアフリーの推進についての施策も取り入れる予定である。

【委員意見】

マスタープランを作成し、その後、基本構想をつくるようになるのであれば、一本化して基本構想を作成したほうが予算的にも安くなるのではないかと。

また、マスタープランでは重点地区を設定することとなっているが、その地区のみ心のバリアフリーを推進しても、市全体で取り組まなければ意味がないのではないかと。

《事務局説明》

基本構想では、具体的は事案の調整が必要となるため、現時点での作成は難しい。

なお、マスタープランは、市全体の方針を定めるものであり、その中で重点的に整備する地区を設定することになる。一方、心のバリアフリーについては、市全体としての取組を掲げたい。

【委員意見】

障害者がよく利用する宇部総合福祉会館へのアクセスについても、道路が狭いうえに路上駐車しているため、歩行の妨げになっている。ハード・ソフト両面の取組が必要。

【委員意見】

私の校区の通学路についても、歩道が狭く車いすで通行できないところがある。

【委員意見】

マスタープランだけではわかりにくいいため、サブタイトルをつけてはどうか。また、地区の設定は慎重に選んでいただきたい。

【委員意見】

マスタープランの完成は来年3月になるのか。

《事務局説明》

2020年3月末までに策定する予定。本協議会の中でも、計画の進捗状況等の報告をしたい。

■差別解消に向けた取り組みについて

コミュニケーション支援に関する取組として、平成30年度に宇部志立市民大学共生社会学部を開設。5月～12月まで全18講座開催。受講生は39名（男性15名 女性24名）で、年代別では20歳代9名、30歳代4名、40歳代8名、50歳代5名、60歳代5名、70歳代8名であった。

コミュニケーション支援に係る助成金の申請件数は、点字メニューの作成費用として2件、手話通訳者の設置費用として2件の申請があった。

コミュニケーション支援に係る人材育成助成金では、同行援護従事者養成研修（一般）に7件、同行援護従事者養成研修（応用）に2件、手話通訳者全国統一試験受験に2件の申請があった。

店舗等のバリアフリー化改修助成金では、外部出入口の改修に1件（美容室）、トイレの改修に3件（書店、美容室、旅館）の申請があった。

【議長まとめ】

何か質問はありますか。ないようですので、以上で、第9回宇部市障害者差別解消支援地域協議会を閉会いたします。

委員のみなさん、熱心なご審議ありがとうございました。